○法務省告示第三百九十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年八月三十一日

法務大臣　森　英介

氏　名　ジェームス・エー・アーサー
生年月日　千九百六十九年十二月十一日
国　籍　カナダ

○法務省告示第三百九十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年八月三十一日

法務大臣　森　英介

氏　名　アラン・ダワニ
生年月日　千九百七十七年十月四日
国　籍　連合王国

○法務省告示第三百九十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年八月三十一日

法務大臣　森　英介

氏　名　マーク・エドウィン・ハイメンディンガー
生年月日　千九百七十二年九月十四日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第三百九十五号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十一年八月三十一日

法務大臣　森　英介

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
甲府地方法務局韮崎出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十一年九月一日
富山地方法務局砺波支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十一年九月一日
広島法務局竹原支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十一年九月一日
福岡法務局筑紫支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十一年九月一日
鹿児島地方法務局鹿屋支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十一年九月一日
宮崎地方法務局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十一年九月一日
宮崎地方法務局日南支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十一年九月一日
那覇地方法務局宜野湾出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十一年九月一日

○法務省告示第三百九十六号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに不動産登記規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十一年八月三十一日

法務大臣　森　英介

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第三十五号）第三条の規定によりその商業登記の事務（前橋地方法務局高崎支局の管轄に属するものであって群馬県高崎市新町にに存する地域内のものを除く。）が前橋地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の前橋地方法務局高崎支局、富岡支局及び藤岡出張所	平成二十一年八月三十一日

附　則

この告示は、平成二十一年八月三十一日から施行する。

○法務省告示第三百九十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年八月三十一日

法務大臣　森　英介

住所　大阪市平野区平野馬場１丁目５番21号
　金格信　昭和56年２月４日生
住所　大阪市城東区中央２丁目14番Ｄ―2907号
　鄭喜惠　昭和54年４月８日生
住所　大阪市東成区東小橋３丁目13番28―501号
　金淑子　昭和35年８月25日生
住所　大阪市東成区東小橋３丁目５番３号
　金泰子　昭和28年12月29日生
　任眞弓　昭和58年８月22日生
　任和正　昭和60年11月22日生
住所　大阪市平野区加美鞍作３丁目７番８号
　梁由羅　昭和62年12月24日生
住所　大阪市東住吉区矢田４丁目１番２―410号
　梁世奈　昭和60年12月１日生
住所　大阪市天王寺区上本町２丁目１番27―402号
　金摩美　昭和55年２月３日生
住所　大阪市城東区東中浜４丁目９番17号
　朴明**鎭**　昭和44年６月８日生
住所　大阪府和泉市唐国町２丁目８番21号
　張和美　昭和50年12月13日生
　趙美映　平成14年３月16日生
住所　大阪府東大阪市近江堂２丁目６番40号
　梁千絵　昭和56年３月23日生
住所　大阪市大正区千島２丁目４番３―1153号
　林亞希　昭和54年９月23日生
住所　大阪市港区波除２丁目４番13―1002号
　李成泰　昭和30年１月30日生
住所　大阪市平野区長吉長原東３丁目２番52号
　李靜枝　昭和31年１月23日生
住所　大阪市東住吉区今川７丁目13番13号
　韓克己　昭和46年３月28日生
住所　大阪府吹田市五月が丘南９番８―202号
　金直起　昭和45年11月３日生
住所　大阪府摂津市鳥飼西２丁目32番３―１号
　李直也　昭和50年８月８日生